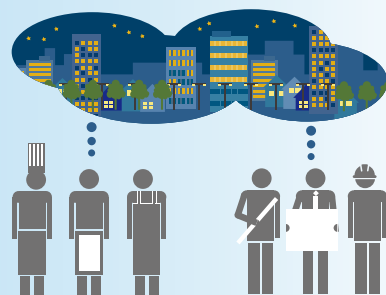


景観まちづくり活動を 応援します

富山市では、景観まちづくりに取り組む団体や組織の登録・認定制度を設けており、この団体・組織が行う景観まちづくり活動に対してサポートを行っています。



景観まちづくり市民団体 と 景観まちづくり協議会

景観まちづくり市民団体

景観まちづくりの推進に寄与することを目的として組織された団体

- 市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者又は市内に土地若しくは建物を所有する個人若しくは法人によって構成された団体であること
- 自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行うと認められること
- 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと

景観まちづくり協議会

市民等が一定の区域における景観まちづくりを推進する活動を行うことを目的として組織した団体

- 概ね0.5ヘクタール以上の区域を対象とすること
- 協議会員が当該区域の土地、建築物又は工作物の所有者又は権原に基づく占有者であること
- 協議会の名称、活動の目的、活動の区域、活動の内容、協議会員に関する事項、役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項、会議に関する事項、会費及び会計に関する事項を記載した規約が定められていること

景観まちづくり活動補助金

景観まちづくりに取り組む団体や組織を市民団体・協議会として登録・認定することで、まちづくり講演会や地域の花壇づくり、優良事例の視察などにかかる諸経費を補助します。

景観まちづくり活動補助金の対象経費

- (1) 総会、勉強会、その他会議における会場借上費、資料作成費等
- (2) 勉強会、講演会等における講師謝礼
- (3) 刊行物、パンフレット等の印刷製本費
- (4) 先進地視察等における交通費
- (5) 事務に伴う事務用品費、印刷費、通信費、図書購入費等
- (6) その他景観まちづくりに寄与するものとして市長が認めるもの

※ 上記の対象経費の1/2



景観まちづくり市民団体

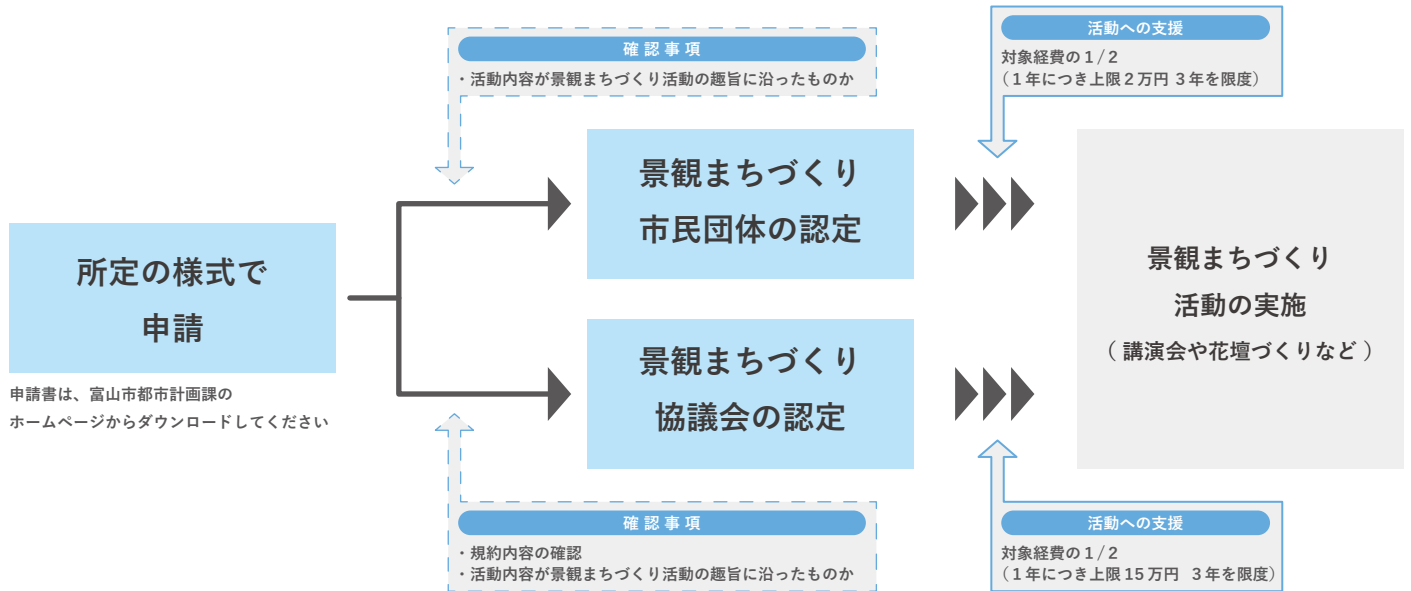
補助上限 / 2万円

景観まちづくり協議会

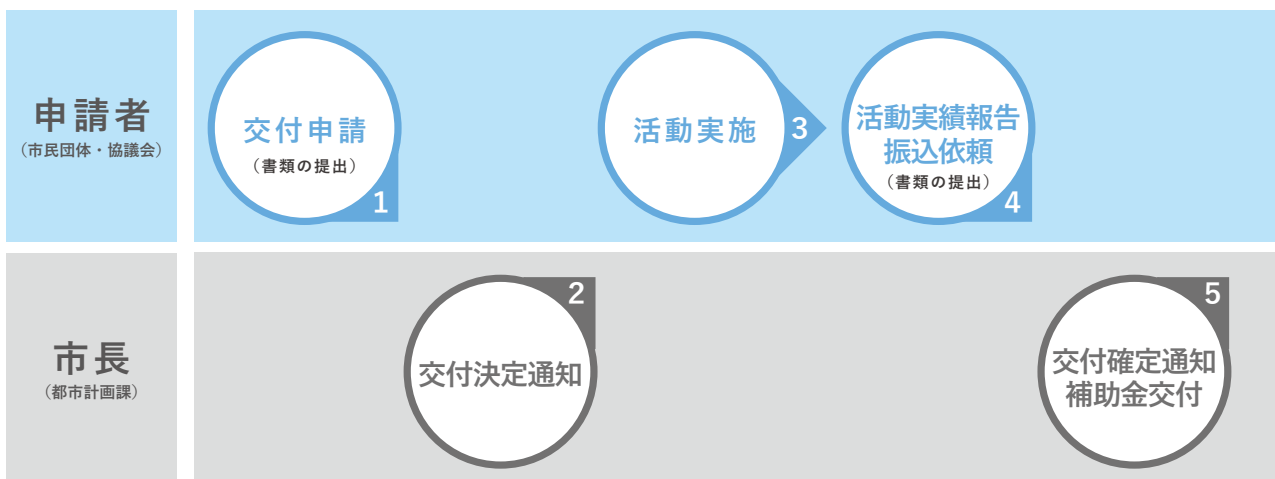
補助上限 / 15万円

(裏面へ続く)

市民団体の登録申請・協議会の認定申請のフロー



景観まちづくり活動補助金の申請手続きフロー



所定様式に記載が必要となる事項

- ・景観まちづくり活動補助金交付申請書
〔活動の計画、団体の種類、交付回数、
収支の計画 (補助対象経費、補助対象外経費)〕
- ・景観まちづくり活動補助金実績報告書
〔活動の期間、活動の内容、交付回数、
収支決算の内容 (補助対象経費、補助対象外経費)〕



市民団体で行われている植樹活動

本市では、このほかにも良好な都市景観の形成を促進するため、
景観まちづくりに関し、専門的観点から技術的援助を行う景観まちづくりアドバイザーの派遣制度を設けております。

補助金の申請や制度に関するお問い合わせ

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市 活力都市創造部 都市計画課 都市景観係
TEL 076-443-2106 FAX 076-443-2190 E-mail toshikeikaku@city.toyama.lg.jp